

# ナイジェリアの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

ナイジェリア連邦共和国（英語では「Federal Republic of Nigeria」。以下「ナイジェリア」という）は、西アフリカのギニア湾北東岸に位置する共和制国家である。国土の面積は約 92 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 2.5 倍程度の大きさである。首都はアブジャであり（1991 年にラゴスから遷都）、連邦首都地区と 36 の州から構成される。通貨はナイラ（Naira）である。ナイジェリアの人口は約 2 億 1,340 万人であり、アフリカでは最大、世界では 7 位である。人口が最大の都市は、約 1,300 万人の人口を擁するラゴスである。国内では約 500 以上の言語があるが、公用語は英語であり、議会では、ヨルバ語、ハウサ語、イボ語も用いられる。宗教については、イスラム教徒（主にスンナ派。北部に多い）が約 51%、キリスト教徒（南部に多い）が約 48%を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者もいる<sup>2</sup>。

現在のナイジェリアがある地域には、古来、多くの王国や部族国家が存在していた。15 世紀頃からポルトガル等の貿易商人がギニア湾岸にラゴス等の港を建設して以降、奴隷貿易が行われるようになった（ナイジェリアのギニア湾岸は「奴隷海岸」と呼ばれる）。19 世紀末から英国による植民地化が進み、1914 年には英国領となった。

ナイジェリアは 1960 年に英国から独立し、1963 年に共和制となった。その後、内戦やクーデターが続いたが、1999 年の大統領選は平穏に実施され文民政府が発足し、2015 年には民政移管後初めて、選挙による政権交代が行われた。しかし、現在も、ナイジェリアでは、イスラム過激派であるボコ・ハラムによるテロ行為等、治安悪化や民族対立等の多くの問題を抱えている。

ナイジェリアは、上述したような歴史的経緯から、英国法<sup>3</sup>の影響を強く受けている。知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許・意匠法、商標法、著作権法等）は、全て成文法で規定されている。裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるナイジェリアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）296～297 頁、②外務省ウェブページ「ナイジェリア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nigeria/data.html>）等を参照した。

<sup>3</sup> 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

制定された法令も含まれる。なお、英国の裁判所の判決は、ナイジェリアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

ナイジェリアは、アフリカ第1の産油国であり、かつ世界10位の天然ガスの埋蔵量を有している。また、GDPも、約4,774億ドルでアフリカ最大である。ナイジェリアは、「アフリカ連合」(AU)、「西アフリカ諸国経済共同体」(ECOWAS)<sup>4</sup>及び「アフリカ大陸自由貿易圏」(AfCFTA)等に加盟しており、アフリカのリーダー国の一つである<sup>5</sup>。

日本企業のナイジェリア進出やナイジェリア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がナイジェリアにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ナイジェリアの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ナイジェリアの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい<sup>6</sup>。

## II 知的財産法全般

ナイジェリアの知的財産法制度としては、特許・意匠法、商標法、著作権法、植物品種保護法、商品表示法、模倣品・偽造医薬品・有害加工食品法等がある。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

ナイジェリアの知的財産法制度の中心的機関は、①連邦産業貿易投資省 (Federal Ministry of Industry, Trade and Investment) の商事法部 (Commercial Law Department) の商標・特許・意匠登録局 (Trademark, Patents and Designs Registry)<sup>7</sup>、及び②連邦情報文化省 (Federal Ministry of Information and Culture) のナイジェリア著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission, NCC)<sup>8</sup>である。これらの機関は、首都アブジャに所在する。

ナイジェリアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO協定、TRIPs協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許法条約、

---

<sup>4</sup> 「西アフリカ諸国経済共同体」(ECOWAS)の本部は、ナイジェリアの首都アブジャにある。

<sup>5</sup> 前掲・外務省ウェブページ「ナイジェリア 基礎データ」を参照。

<sup>6</sup> 本稿の執筆にあたっては、①『ナイジェリアの知的財産制度及びその運用に関する調査』(日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部、2022年)、②『ナイジェリアにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』(日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部、2018年)等を参照した。

<sup>7</sup> <https://www.iponigeria.com/#/>

<sup>8</sup> <https://copyright.gov.ng/>

特許協力条約（PCT）、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家・レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）等である。標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には加盟していない。

### Ⅲ 特許

#### 1 要件

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由には、①動植物の品種、又は動植物を生産するために本質的に生物学的な方法であること（微生物的な方法とその生産物を除く）、②公序良俗に反する発明であること、③科学的性質の原理及び発見であることがある。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日前に、世界のいずれかの場所において、発明が使用され又は書面に記載され、公衆に利用可能となった場合、新規性が認められない。但し、出願日又は優先日の6か月前に、公認の国際展示会に展示し、発明の開示又は実施が行われていた場合は、新規性を喪失しない。

なお、ナイジェリアには、実用新案制度は存在しない。

#### 2 出願

特許出願は、①出願人の氏名及び住所（住所がナイジェリア国外にある場合には、ナイジェリアにおける送達場所）、②関連する発明の説明並びに適切な図面、③特許請求の範囲等を含まなければならない。ナイジェリア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ナイジェリア国内に送達場所を有しなければならないため、ナイジェリア国内の代理人に出願を委託することになる。明細書、特許請求項及び要約は、英語で記載しなければならない。

ナイジェリアでは、特許出願について方式的要件及び発明の単一性についてのみ審査が行われ、それ以外の実体審査は行われない。

#### 3 登録

全ての特許出願は、方式的要件を満たしていると判断された場合、特許権が付与される。

特許の存続期間は、出願日から20年である。

特許権者は、特許権の存続期間中、第三者が許諾なく、①特許製品を製造し、輸入し、販売若しくは使用する行為、又は販売若しくは使用の目的で当該製品を保管する行為、②特許方法を利用する行為、又は当該方法を用いて直接的に得られた製品を製造し、輸入し、販売若しくは使用する行為、又は販売若しくは使用の目的で当該製品を保管する行為をすることを排除することができる。

また、特許権者は、第三者に対し特許権の譲渡、実施許諾等を行うことができる。

さらに、特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の民事責任を追及することができる。

前述したとおり、方式的要件を満たす特許出願は認容され、特許登録が公報で公告されることになるが、何人も、①特許の主題が、法により特許性を認められていない場合、②発明の記載又は特許請求項が法に合致しない場合、③同一の発明について、より早い日付で特許が付与されている場合、裁判所に、特許の無効請求をすることができる。

## IV 意匠

### 1 要件

意匠とは、線若しくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体（色彩と関連しているか否かを問わない）であり、創作者がそれを工業的方法によって複製されるひな形又は模様として用いることを意図しており、技術的結果を得ることのみを意図していないものをいう。

その登録要件は、①新規であること、②公序良俗に反しないことである。但し、出願された意匠は新規性を有すると推定されるため、利害関係者によって推定が反証されるまでは、登録は有効であるものとされる<sup>9</sup>。

意匠登録を受けることができないものとしては、①彫刻品（工業プロセスによって複製するためのひな形又は原型として使用され、又は使用を意図される鋳型又はひな形を除く）、②壁額及びメダル、③主として文学的又は美術的な印刷物で、本のカバー、カレンダー、証明書、クーポン、婦人服仕立て図案、挨拶状、ちらし、地図、図面、絵葉書、切手、産業広告、産業様式及びカード写し絵並びに同種のものがある。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る意匠が、出願日前に世界の何れかの場所において公表された意匠と相違する場合又は公表された意匠を構成しない場合には、新規性が認められる。出願に先立つ6か月の期間内に、創作者が意匠を公認の展示会において展示したとの事実のみによっては、新規性を喪失しない。

なお、ナイジェリアでは、部分意匠制度は採用されていない。

### 2 出願

出願は、ナイジェリアの商標・特許・意匠登録局に行わなければならない。ナイジェリアにおいて意匠登録を行おうとする出願人は、意匠が登録要件に適合していることを確認しなければならない。出願人は、意匠登録を出願する前に意匠を公開してはならず、公開してしまった場合、その意匠はパブリックドメインの一部となり、公開から6か月経過後、又は先の出願の優先権を主張できない限り、保護されなくなる。出願人は意匠の見本を提出するとともに、出願人の氏名、住所、意匠に関連する製品の種類、意匠の題名を含む基本情報を

---

<sup>9</sup> 前掲『ナイジェリアにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』15頁。

提供しなければならない。ナイジェリア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ナイジェリア国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、ナイジェリア国内の代理人に出願を委託することになる。

ナイジェリアでは、意匠出願が方式的要件に適合しているか否かについてのみ審査される（実体審査は行われない）。

### 3 登録

出願が方式的要件を満たしていると判断された場合、意匠出願は登録される。意匠は登録後、公告される。出願日から 12 か月を超えない期間、出願を秘密にすることができる。

意匠権の存続期間については、意匠出願日又は優先日から 5 年であり、2 回の延長が認められる（最長で合計 15 年間となる）。

意匠登録者は、意匠権の存続期間中、第三者が許諾なく、①製品の製造過程において当該意匠を複製すること、及び②当該意匠を複製している製品を輸入し、販売し又は営利目的で利用することを排除することができる。また、意匠権者は、第三者に対し意匠権の譲渡、実施許諾等を行うことができる。さらに、意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

前述したとおり、方式的要件を満たす意匠出願は認容されることになるが、何人も、①意匠が新規でない場合、又は②意匠登録人が真正な創作者でない場合、意匠の無効を求めて裁判所に提訴することができる。

## V 商標

### 1 概要

商標とは、「商取引の過程における、商品若しくはサービスと、商標権者又は登録上の使用者として標章を使用する権利を有する者（その者の識別情報が商標に示されているか否かを問わない）との関係を示すものとして、又は前記の関係を示すために、商品若しくはサービスに関連して使用されるか、そのような使用を企図された標章」をいう。ナイジェリアでは、サービスマーク、証明商標、防護商標、連続商標が認められている。

ナイジェリアにおける商標登録簿は、A 部と B 部に分かれている。商標法によると、商標が A 部で登録可能であるためには、商標は、識別力を備えていなければならないが、かつ、①特別若しくは特定の態様で表示されている会社、個人又は事業者の名称、②登録出願人又は同人の事業の前権利者の署名、③特に考案された一つ又は複数の語、④商品の特性若しくは品質に直接的な関係がない一つ又は複数の語であって、通常の意味では地理的名称もしくは姓でないもの、⑤その他の識別力を有する標章のうちの少なくともいずれかで構成されていなければならない。他方、商標が B 部で登録可能であるためには、商標が、特定企業の商品を別の企業の商品から識別させることが可能なものでなければならない。登録簿

の A 部への登録は、7 年後には最終的に有効とされるという事実を規定している。A 部に登録された登録商標は、登録日から 7 年が経過した後は、あらゆる点で有効であるものとみなされる（但し、当該登録が詐欺によって取得されていた場合等は、この限りではない）。

ナイジェリアでは、食品、医薬品、化粧品、医療機器、ボトル入り飲料水、洗剤及び化学物質を製造、輸出、輸入、広告、販売又は頒布するためには、事前に、国家食品医薬品管理局（National Agency for Food and Drug Administration and Control, NAFDAC）に製品登録しなければならない。製品登録のための申請書類には、ナイジェリアにおける商標登録の証拠も含まれる<sup>10</sup>。この意味でも、ナイジェリアでの商標登録は重要である。

## 2 出願

ナイジェリアでは、先願主義が採用されている。

出願言語は、英語である。商標にローマ字以外の文字による語が含まれる場合、原則として、出願書類の裏に、かかる語翻訳を記載しなければならない。商標に英語以外の言語による語が含まれている場合、登録官は、その正確な翻訳及び当該言語の名称を要求することができる。

ナイジェリアは、一出願一区分制を採用しており、一出願多区分制は採用していない。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要はないが、商標を使用する意図を有していることは必要である。

ナイジェリアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟していないため、現在のところ、マドプロ出願によりナイジェリアでの商標登録を受けることはできない。

## 3 審査

商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

商標出願に対しては、方式審査及び実体審査が行われる。

審査官が審査を行った後、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。しかし、通常、拒絶理由通知においては、引用商標に関し、極めて乏しい情報しか提供されないため、引用商標について詳細な情報（所有者、商品・サービス、現在のステータス等）を得るために調査の実施が要求されることが多い。出願人は、引用商標の所有者から同意書を取得して審査官に提出することができる。但し、ケースバイケースで判断されるため、全ての事案において同意書が拒絶を克服する上で十分に効果的であるとは限らない<sup>11</sup>。

拒絶理由通知の受領日から 2 か月以内（1 か月程度の延長可）に応答せず、又は、拒絶理

---

<sup>10</sup> 「Nigeria」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN AFRICA, Second Edition』(JURIS、2020 年) 所収) 40～41 頁。

<sup>11</sup> 前掲『ナイジェリアの知的財産制度及びその運用に関する調査』36 頁。

由を解消することができなかつた場合、当該商標出願は拒絶される。

出願が受理された場合、異議申立のために出願内容が公告される。ナイジェリアでは、異議申立案件は、「Registrar Opposition and Administrative Hearing Panel」が審理する<sup>12</sup>。

#### 4 登録

出願公告日から2か月間（延長不可）、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、出願日から7年であり、14年ごとに何回でも更新することができる。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠を商標登録局に提出する必要は無い。但し、登録商標が5年以上使用されていないときは、利害関係者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

#### 5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、ナイジェリア国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。また、刑法上の犯罪となる商標権侵害行為を行った者に対しては、刑事責任を追及することもできる。

未登録の商標であっても、英国法に由来するコモン・ローにより、一定の保護を受けることがある。

### VI 著作権

#### 1 概要

ナイジェリアの著作権法は、もともとは、英国著作権法を母法として制定されたものである。その後の改正を経て、2023年には、新しい著作権法が施行された。

ナイジェリアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はナイジェリアでも保護される。

ナイジェリア著作権委員会（NCC）は、ナイジェリアにおける全ての著作権に関する権限を与えられている。

#### 2 著作物

著作物の種類としては、文芸著作物、音楽著作物、美術著作物、映像用フィルム、録音物、放送等がある。著作権法によると、文芸著作物、音楽著作物又は美術著作物が著作権保護の

---

<sup>12</sup> 「Nigeria」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN AFRICA, Second Edition』(JURIS、2020年)所収)41頁。

対象となるためには、①著作物の製作過程で、著作物に独創性を付与するために十分な労力が費やされていること、及び②現時点で知られている又は今後開発される決定的な表現方式によって著作物が固定されており、その表現方式を通じて直接、又は何らかの機械ないし装置の支援により、視聴、複製その他による伝達が可能であることという要件を満たす必要がある。

### 3 著作権

著作権には、著作財産権と著作者人格権の2種類がある。

著作財産権とは、権利者が自己の著作物を他人に利用されることによって金銭的報酬を得ることを認めるものである。例えば、書籍やテープ録音のコピー等の複製権のほか、著作物の上演権、公衆への伝達権、放送権、有線放送権、インターネット配信権も含まれる。著作財産権は、譲渡、遺言による処分、法律の適用によって移転が可能である。

他方、著作者人格権とは、著作物が歪曲されたり、著作者の名誉や文学的・芸術的名声を害するような文脈で使用されたりすることに反対する権利である。例えば、著作者は、その作品自体がポルノ的でない場合、その作品がポルノ的な文脈で使用されることに反対することができる。著作者人格権は永続的で、不可侵であり、不可譲である<sup>13</sup>。

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。

ナイジェリアにおける著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。①文学、音楽又は美術の著作物（写真以外）の著作権は、著作者が個人である場合は著作者が死亡した日から70年間、著作者が法人である場合は最初に公開された日から70年間、存続する。②映像用フィルム、写真の著作権は、最初に公開された日から50年間、存続する。③録音物の著作権は、当該録音物が最初に制作された日から50年間、存続する。④放送の著作権は、当該放送が最初に行われた日から50年間、存続する。

著作隣接権は、一般的に、音楽家等の創作者がメッセージを伝え、その作品を公衆に広めることを支援する個人の権利である。著作隣接権の目的は、作品を公衆に提供する過程において、実質的な創造的、技術的、又は組織的な技能を付加する人や組織を保護することである。ナイジェリアの著作権法は、著作物を実演する者（歌手、俳優、ダンサー等）、録音物の製作者、放送事業者に排他的権利を付与している。これらの権利は、実演が初めて行われた年の年末から50年の期間が終了するまで存続する<sup>14</sup>。

### 4 無方式主義

ナイジェリアでは、著作権は著作物を創作し、それを確定的な媒体に固定した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

<sup>13</sup> [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3501898](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3501898)

<sup>14</sup> [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3501898](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3501898)

ナイジェリアでは、著作権登録は任意であるが、著作権登録をしておく、著作権を有することの法律上の推定が働き、著作権侵害訴訟等において立証が容易となるメリットがある。即ち、著作権者は、自らの著作物の電子的複製を、ナイジェリア著作権委員会（NCC）の運営する「著作権電子登録システム」<sup>15</sup>にオンラインで登録することが可能である。登録が完了すると、NCC から著作権登録証明書が発行される。この証明書を、著作権侵害訴訟等において証拠として用いることができる。

## 5 侵害

著作権侵害行為としては、著作権者でない者が、許諾なく、著作権者が排他的権利を有する行為をし、又は第三者に行わせたこと等がある。

2023年に施行された新しい著作権法では、オンライン・コンテンツを保護するための措置に関する規定が追加されている。例えば、著作権を侵害していると合理的に判断されるシステム又はネットワーク上でホストされているコンテンツ、リンク、又はウェブサイトへのアクセスをブロック又は無効にする権限を、インターネット・サービス・プロバイダに付与している。また、同法は、著作物の技術的保護手段を故意に回避することを犯罪としている<sup>16</sup>。

ナイジェリアの著作権法は、英国の著作権法の影響から、フェア・ディーリング規定（個々の著作権制限内容に応じた中間的な一般条項）を有する。ナイジェリアの著作権法には、米国の著作権法のようなフェア・ユース規定は導入されていない。

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の民事責任を追及することができる。通常の損害賠償とは別に、著作権訴訟において、裁判所は、被告を罰し、抑止力として機能することを意図した懲罰的損害賠償を命じることができる。また、刑法上の犯罪となる著作権侵害行為を行った者に対しては、刑事責任を追及することもできる（2023年に施行された新しい著作権法では、5年以下の拘禁刑及び1万～100万ナイラの罰金刑が規定されている）。著作権侵害の刑事訴追は、通常、ナイジェリア著作権委員会（NCC）が行う。民事訴訟と刑事訴訟は、侵害者に対して同時に提起することができる。したがって、先にNCCが刑事訴訟を提起した場合であっても、後に著作権者が損害賠償を請求するため民事訴訟を提起することは妨げられない<sup>17</sup>。

## VII 営業秘密

一般に、コモン・ロー諸国においては、「営業秘密」は、以下の3つの要件を満たす必要

<sup>15</sup> <https://www.eregistration.copyright.gov.ng/>

<sup>16</sup> <https://ng.andersen.com/intellectual-property-in-nigeria-an-overview-of-recent-developments/>

<sup>17</sup> [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3501898](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3501898)

がある。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである。営業秘密の例としては、製品の製造方法や工程、技術情報、財務情報、未公開特許等がある。営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止命令・引渡命令・破棄命令、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

ナイジェリアには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、ナイジェリアにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、英国法に由来するコモン・ローに基づく営業秘密保護が認められる。

なお、ナイジェリアにおいて外国技術の移転及び利用を目的とした契約を締結しようとする者は、国家技術取得促進局（National Office for Technology Acquisition & Promotion, NOTAP）法により、NOTAP の承認を得ることが義務付けられている。具体的には、契約の目的又は意図が、全体的又は部分的に、商標の使用、特許発明の実施、計画書・図表・操作マニュアルその他あらゆる種類の技術的支援の作成という形での技術的専門知識の提供、基本的又は詳細なエンジニアリングの提供、工場及び機械の供給、運転スタッフ又は経営上の支援及び従業員の研修の提供である場合、登録することができる。登録可能な契約につき NOTAP の承認を得られなかった場合、譲受人・ライセンシーであるナイジェリア企業等は、正式に外国為替市場から得た資金を外国送金者に送金できなくなる<sup>18</sup>。

## VIII 詐称通用（パッシング・オフ）

一般に、コモン・ロー諸国においては、「詐称通用」（passing off）という概念が認められている。これは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（good will）と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。ナイジェリアにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の要件は、一般に、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を

<sup>18</sup> [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-008-5085?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-008-5085?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true)

得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、ナイジェリアにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用と完全に同じとは限らない。

## Ⅹ エンフォースメント

### 1 総説

ナイジェリアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政措置、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

民事的手段（民事訴訟）はいずれの知的財産権が侵害された場合にも利用可能であるが、行政措置、税関での水際取締り、及び刑事的手段（刑事訴訟）は、主に、商標権侵害、著作権侵害の場合に認められる。

### 2 行政措置

ナイジェリアで模倣品が発見された場合、知的財産権者は、NAFDAC 法に基づく行政措置の申立を行うことができる。行政措置の申立を行うにあたっては、一応の証拠として、模倣品サンプル及びその他の関係資料（模倣品販売現場の写真等）を証拠として提出することが有効である。

ナイジェリアでの模倣品（とくに商標権侵害物品）に対する法的措置の順序として、まず、NAFDAC 法に基づく行政措置をとり、その後、民事訴訟等の手段をとることが考えられる。行政措置を実施せずに民事訴訟を提起することも可能であるが、NAFDAC 法に基づく行政措置により押収した模倣品等を証拠として、民事訴訟を提起することができれば、効率的である。

但し、NAFDAC 法に基づく行政措置に対しては、「これら一連の措置の難点は、NAFDAC がどれほど迅速に措置を講じるかについての確信を持ってない点である。また、一旦 NAFDAC に対して申立てがなされると、NAFDAC が措置を講じる前に違反当事者に当該申立てについての情報がリークされる可能性もある。」との指摘もある<sup>19</sup>。

---

<sup>19</sup> 前掲『ナイジェリアにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』31頁。

### 3 税関での水際取締り

模倣品は、陸続きの隣国等からナイジェリアに輸入されることが多い。そこで、ナイジェリアの税関での水際取締り（輸入差止措置）を利用することが有効である。

実際、ナイジェリア政府は、2019年8月、ニジェールとの国境を封鎖した。さらに、同年10月には、ベナン及びカメルーンとの国境も封鎖した。これらの国境封鎖は、コメの密輸入及び原油の密輸出を取り締まるとともに、違法ドラッグ及び武器の流入防止を目的として、税関、警察及び陸軍が連携して実施した<sup>20</sup>。模倣品の流通を防ぐためにも、税関での水際取締りは有効であると考えられる。

商標権者及び著作権者は、ナイジェリアの税関に模倣品の輸入差止及び留置申請をすることができる。その後、留置した模倣品を証拠として、民事訴訟等を提起することが考えられる。

### 4 刑事的手段（刑事訴訟）

商標権又は著作権を侵害された権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、警察に対し嘆願書及び証拠等を提出することにより、嘆願を行うことができる。被疑侵害者の行為が犯罪に該当することの法的根拠としては、商標法、著作権法、商品表示法、模倣品・偽造医薬品・有害加工食品法等がある。

このような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、ナイジェリアにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

### 5 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

ナイジェリアには、連邦高等法院（Federal High Court）、控訴院（Court of Appeal）、最高法院（Supreme Court）等があり、三審制が採られている。知的財産権侵害訴訟の場合、連邦高等法院が第一審を管轄する。連邦高等法院の第一審判決に不服がある当事者は、控訴院に控訴することができる。控訴院の第二審判決に不服がある当事者は、最高法院に上告することができる。

---

<sup>20</sup> 大山修一著「ナイジェリアの国境閉鎖がもたらすニジェールの物流の変化とガソリン闇取引価格の下落」を参照。

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/59/0/59\\_1/html-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/59/0/59_1/html-char/ja)

民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976)* が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。知的財産権侵害紛争においては、アントン・ピラー命令により、単に侵害品を保全するだけでなく、侵害行為に対する仮差止、侵害品の差押・分析等の命令権限を利用することがよく行われる。

## X おわりに

以上、ナイジェリアの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるナイジェリアにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、ナイジェリアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。アフリカ最大の人口とGDPを有するナイジェリアは、原油、天然ガス等の天然資源が豊富であるものの、総輸出額の約8割が原油となっているため、ナイジェリア政府は経済の多角化を目指している。若年人口の多いナイジェリアは、今後、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、日本企業にとっての最重要投資先の一つであり続けるであろう。これらのことから考えると、ナイジェリアの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16037』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財産法 第54回 ナイジェリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。